

# インターネット選挙解禁の動き

大田 貴昭 早稲田大学政治経済学部助手

## 与野党一致で「2010年夏の参院選で解禁実現」へ加速 ネット選挙解禁を契機に「官僚統制選挙」の再検討を

現民主党政権下において、ネット選挙解禁に向けた動きが加速している。2010年4月下旬、与野党は「早急に公職選挙法を改正し、2010年の参院選においてネット選挙解禁を実現させる」という方向で一致し、正式な協議機関の設置を決定した。

本稿を執筆している2010年4月末現在、公選法改正の具体的内容は確定していない。ただし、与党の素案を分析する限り「ウェブ○、メール×」という二分法の原則が観察し得る。ブログ、SNS、動画サイトなど、ウェブ活用に関しては大幅に自由化するが、メール活用に関しては不正行為を選挙管理当局が監視し得ないとして、全面的に規制する方針である。ウェブとメールの境界線が曖昧化しつつある現在、こうした二分法による法整備には疑問も残るが、いずれにせよ、今回の公選法改正が実現すれば、わが国においても本格的な「ネット選挙時代」が到来することになる。

### ネット選挙の規制状況

そもそも、ネット選挙 (Internet electioneering) とは「ネットを活用した選挙運動」を指す用語である。「ネット選挙」という言葉のニュアンスから、選挙における投票行為のオンライン化、すなわちネット投票 (Internet voting) が想起される場合もあるが、これは別個の将来的論点として扱われるべき事項になる。

ネット選挙は90年代後半より世界各国で活発な展開を見せてきたが、他方で、わが国では「全面禁止」という例外的状況が続いている。特に焦点となるのが、公選法142-143条の文書図画規制である。選挙運動用の文

書図画は、同法の定めるハガキ・ビラ等に限定され、その頒布・掲示方法も厳格に規制される。そして、旧自治省が1996年に提示した見解においては、ネット上の文字・画像等は同法の「文書図画」に該当するものと解釈され、政党・候補者・第三者による選挙用サイトの開設・更新などは、すべて同法に抵触するものと判断されたのである。さらに同法146条及び201条は、選挙運動とは区別される通常の政治活動についても、選挙運動期間中における文書図画の頒布・掲示に関して一定の制約を課している。そして、その場合の「文書図画」もウェブやメールが該当するものと旧自治省は解釈したのである。

こうした包括的規制状況に対しては、以前から批判の声が上がっていた。90年代末よりネット選挙解禁に向けた公選法改正案が計3回国会に提出されるほか、2000年代に入ると、自民党および民主党がネット選挙に関する党内調査会を立ち上げ、総務省も有識者による研究会を設置する。そうした流れの下、2009年の政権交代以降において、ネット選挙解禁に向けた政治的な動きが一気に加速していったのである。

### ネット選挙の意義

ネット選挙に関しては、従来の選挙運動と比較して、様々な意義がアピールされてきた。中でも注目されるのが次の3点だ。

第一は、情報流通量の増大である。ウェブやメールを活用することで、候補者から有権者への一方向的な情報発信、あるいは、候補者—有権者間の双方向的な直

接対話などが促進され得る。選挙上のコミュニケーションが極度に統制・画一化されている日本の選挙法制を考慮すれば、このポイントは特に重要である。

第二は、経済的効率化である。選挙運動は一定の資金力・動員力なしには展開不可能な政治活動の1つである。しかし、ポスター貼りや街宣活動といった従来の選挙運動と比較して、ネット選挙では低コストによるキャンペーンが展開可能となる。また、ネットを活用して寄付金を効率的に収集可能となる。

第三は、第三者による選挙運動の促進——すなわち、候補者・政党以外の第三者が選挙運動に対して積極的に参加可能となる点である。一例を挙げると、米国では投票ペアリング運動 (vote pairing) がオンライン上で活発に展開されている。これは異なる州の有権者同士がペアリング専用サイトにおいて「投票の交換」を交渉し、自らの一票が自己の支持政党にとって最も有益となるよう戦略を図るものだが、こうした運動は情報社会だからこそ大規模なレベルで展開可能となったものだ。

## ネット選挙の論争点

他方、ネット選挙に消極的な立場からすれば、そうしたアピールポイントを額面通りに受け取ることはできない。第一の「情報流通」という論点に対しては、デジタルデバイドという課題が提示し得る。情報リテラシーの格差は、候補者間／有権者間においても当然発生し得る。そうした状況下でネット選挙が無条件に展開されると、選挙上のコミュニケーションに関する格差を生むことになる。仮に日本社会に深刻なデジタルデバイドが観察し得るのならば、それは「参政権の平等保障」という憲法的観点から問題となる。

第二の「経済的効率化」という論点にも疑義を呈示可能である。候補者個人で管理可能なレベルの簡易なサイトならともかく、近年では、不特定多数の有権者を惹きつけるため、専門業者に委託して動的サイトなどを構築する必要性も生じるだろう。ネット選挙によってカネのかからない選挙が実現する、資金力・動員力のない人間も容易に選挙レースに参戦し得る、といったかつての牧歌的楽観論は無条件では肯定し得ない。

第三の「第三者による選挙運動」という論点も、選挙管理当局から見れば、選挙管理の困難さを助長する要

因になる。ネット選挙が解禁されると、スプーフィング、誹謗中傷、不正アクセス、ドメイン取得競合など、大小様々な選挙管理対策が必要となる。この点、上述した米国における投票ペアリング運動に関しても、いくつかの州政府当局が「投票買収と解釈可能」と警告を発した事実は興味深い。

さらには「ネットと民主主義の関係」という論点も注目される。米国では、サンステインやレッシグといった影響力ある憲法学者たちを中心として、ネットに対する政治的批判が強まっている。彼らは、フィルタリングが高度に作用するネット空間において個人が多様な視点・価値にむしろ触れにくくなる側面、ネット空間における言論活動が商業主義的意図から容易に統制されやすい側面などを指摘する。彼らの主張を仮に認めると、ネット空間は「自由な言論空間を通して、有権者が多様な意見に十分触れた上で政治的態度を決定する」という民主主義の理念に反する側面を併せ持つことになる。

## 1925年体制からの脱却

しかし、そうした批判的視点を考慮してもなお、日本におけるネット選挙解禁には特別な意義がある。それは「選挙の官僚統制から脱却する契機」という側面だ。

もともと、わが国における選挙運動規制の厳格性は1925年の普通選挙法に端を発する。戸別訪問・事前運動・文書配布などを含めた現行の包括的規制は、当時の内務省主導で設定されたものである。その背景には、大衆の政治参加をコントロールしようという同省特有の社会統制思想があり、その意図に基づいて世界でも稀に見る厳格な選挙法制——いわば1925年体制なるもの——が現在まで惰性的に継続されてきたのである。1996年に旧自治省が提示したネット選挙規制の枠組みもまた、その1925年体制の一環と解釈可能だろう。

われわれ有権者にとって重要なのは、今回のネット選挙解禁を生かして選挙運動全体の自由化を追求することだ。ネット選挙が実際に解禁されると、そのバランス上、現実空間における選挙運動の不自由さに当然目が向けられるだろう。まさにネット選挙時代の到来を契機として、1925年体制の全面的な再検討が期待されるのである。その点こそ、わが国におけるネット選挙解禁が有する最大の意義と言えるかもしれない。



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)